

令和2年7月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく、社会福祉法人ふれあいの行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定しました。

1.計画期間 令和2年7月1日 ～ 令和7年6月30日 5年間

2.内容

◎妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備をおこなう。

◎育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知をおこなう。